

# 「オリンピックソチ大会に係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」 の認可申請に対する総務省の考え方

## 1 経緯等

平成25年9月24日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第10項の規定により、同条第2項第8号の業務として、「オリンピックソチ大会に係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可申請があった。協会からの申請内容、申請に対する総務省の現時点の考え方等は以下のとおりである。

## 2 申請内容

### (1) 業務の内容

日本放送協会（以下「協会」という。）は、平成26年2月7日から23日に開催される冬季オリンピックソチ大会において、協会及び民間放送による生中継の事前の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像を、インターネットを通じて、時差再生が可能な形で一般に提供する。あわせて、競技等に関する大会公式データについても、インターネットを通じて一般に提供する。

### (2) 業務を行うことを必要とする理由

・本業務は、協会及び民間放送による生中継の事前の放送計画に含まれない一部の競技種目の生中継映像や大会公式データを、インターネットを通じて一般に提供し、協会のオリンピック放送を補完して視聴者の高い関心・要望にこたえとともに、その操作性や利用動向等を把握・検証することにより、今後のハイブリッドキャストサービスの開発等放送・通信連携サービスの高度化に資するデータを得ようとするものである。

・放送・通信連携サービス「ハイブリッドキャスト」において、放送中の番組の時差再生等新たなサービスの開発・実現が期待されているが、ハイビジョン画質の映像はデータ量が多く、時差再生をテレビ受信機の上でリアルタイムで可能とするには、技術的な課題や使い勝手の良いインターフェースの開発などの課題がある。

本業務は、これらの課題の解決に向け、ビットレートが大きくなり配信インフラが整っているPCやモバイル向けの動画サービスを、視聴者の関心が高く、多くの視聴が想定されるオリンピック大会において実施し、巻き戻し機能の利用を含めたアクセス数やその増減の変化などをデータとして把握し分析することにより、高ビットレートを扱いネットワークバーストに十分配慮する必要があるハイブリッドキャスト配信基盤の構築や運用の検討に役立つ。

また、時差再生機能を付加したライブストリーミングを実施して、機能の有効性や操作性（スマートフォンやタブレットのアプリケーションを含む）に関するデータを利用者アンケート等を通じて取得し分析することにより、主にリモコンで操作する受信機や、連携したスマートフォン等の画面レイアウトやインターフェース構築などの検討に役立てる。あわせて、時差再生機能の使われ方を分析し、番組中の動画クリップサービスの提供ポイントや内容時間等ハイブリッドキャストにおけるサービス設計の検討に役立てる。

・来る2020年に開催されるオリンピック東京大会に向け、魅力的な放送・通信連携サービスが実現できるよう、機会をとらえて、通信の技術を活用し幅広くノウハウの蓄積を図ることは、非常に重要であると考えます。

・なお、協会は、インターネット上で競技映像や大会公式データを利用する権利をすでに取得しており、国民的関心の高い、世界的なスポーツイベントであるオリンピックの様々な競技コンテンツを最大限に活用することは受信料の負担者である国民・視聴者への還元のひとつとして公共性がある等として、総務省「放送政策に関する調査研究会」の第一次とりまとめにおいて「問題のないものと考えられる」と指摘されているところである。

・当該業務を通じて、放送・通信の連携や、年々高額化するスポーツコンテンツの有効な活用のあり方を検討することは、将来の放送及びその受信の進歩発達に寄与し、社会全体への効用の増進につながるものである。

### (3) 業務の実施計画の概要

#### ① 提供するコンテンツ

オリンピックソチ大会で行われる一部の競技種目の生中継映像については、日本国内での協会及び民間放送による放送計画が決まった後、生中継の事前の放送計画に含まれない競技種目の中から、一日、最大で5種目程度を選択して提供する。あわせて、競技の大会公式データについては、ソチオリンピック組織委員会からリアルタイムに提供される、競技の結果や途中経過、選手情報等の大会公式データを提供する。

#### ② 提供形態

オリンピック放送機構が制作しソチの国際放送センターから協会に伝送される生中継の国際映像を、伝送を受けると同時に、協会のホームページ上でストリーミング方式で提供する。提供に当たってはコンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）を利用し、600～950 kbps 程度の画質により提供する。これらの映像は、利用者が指定する過去の時点に巻き戻して時差再生できるようにする。なお、利用者の利便及び利用データの把握・検証の観点から、競技の翌日一日程度（現地時間）、利用可能とする。

大会公式データについては、ホームページの競技紹介ページ、選手紹介ページなどで最新のものを表示する。

③ 提供規模

生中継映像の提供については、大会期間中、最大で200時間程度を想定。  
競技の公式データは、データ放送では紹介しないものを含めて、すべての競技種目について提供する。

④ 提供するエリア

生中継映像については、日本国内に限定する。

⑤ その他

実施結果については、業務終了後とりまとめて協会のホームページ等で公表する。

(4) 業務の収支見込み

支出 0.4億円

収入 なし

(5) 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

平成25年度収支予算において措置

(6) その他必要な事項

本業務はインターネットによる映像等の配信を行うものであるが、提供するコンテンツについては、協会の国内番組基準に準じ適切な管理を行う。

### 3 現時点における総務省の考え方

(1) 基本的な考え方

オリンピック大会のように、国民的な関心が非常に高い事象に係る映像を協会が国民・視聴者に対して最大限放送し、国民の情報ニーズに応えることは、協会の目的にかなうものである。このため、これまでも、協会は、地上放送及びBS放送により、可能な限りオリンピックの競技映像を放送してきたところであるが、今回のソチ大会は7競技・98種目の競技種目が実施される予定であり、放送だけでは全ての競技種目の映像を提供することは困難な状況となっている。

今回、申請のあった業務は、国内で放送されない競技種目の映像及びソチオリンピック組織委員会からリアルタイムに提供される大会公式データの、インターネットを利用した提供であるが、オリンピックソチ大会に係る協会の放送を補完するとともに、放送する競技種目と一体として受信料財源で調達されたオリンピックソチ大会の映像の有効活用にも資するものであると考えられる。また、協会は、本業務を行うことで得られたデータを、ハイブリッドキャストサービス等の新たな放送・通信連携サービスのさらなる高度化に向けた技術的検証に役立てたいとしており、放送及びその受信

の進歩発達にも資するものであると考えられる。

さらに、本業務の実施に係る費用については、インターネットによる配信に関して、コンテンツに係る追加的な費用は発生しないものであり、ネットワークの調達等に係る費用についても、4,000万円と見込まれているように、著しく多額とは認められない。また、協会は、当該コンテンツを無償で提供することとしており、営利を目的とするものにはあたらない。

本業務は、オリンピックソチ大会の開催期間中の約2週間の期間限定のものであり、以上のことを総合的に勘案すれば、協会が本業務を実施することは、適当であると考えられる。

## (2) 放送法上の整理

放送法第20条第2項第8号は、協会が行い得る業務として、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」を規定している。本業務について、協会からは「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として申請されたところであるが、上記(1)のとおり、協会は、本業務を実施することにより、アクセス数やサーバーへの負荷に関するデータ等をハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築やサービス設計の検討に役立てることとしており、本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」とであると認められる。

なお、本業務を実施することが、協会の目的にかなうものであること、著しく多額の費用を要するものではないこと、及び営利を目的とするものではないことは上記(1)で言及したとおりである。

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

（目的）

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

## ○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 業務の内容

二 業務を行うことを必要とする理由

三 業務の実施計画の概要

四 業務の収支の見込み

五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六 その他必要な事項